平成２７年（フ）第１１９号
茨城県土浦市板谷１丁目553番地２
破産者　神長　　博
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地419番地
破産者　三好組こと　三好　辰彦
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第２８号
愛媛県西宇和郡伊方町正野143番地４
破産者　安部　一洋
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第５４２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　鶴ケ谷第二市営住宅４Ａ２棟15
破産者　千葉　惠子
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７７５号
群馬県伊勢崎市堀下町1552番地　生形マンション107、破産手続開始時の住所埼玉県北本市緑２丁目44番地１
破産者　武士　将也
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６８号
埼玉県桶川市鴨川１丁目18番24号　サンシティ１号
破産者　尾上　清太
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９８号
さいたま市北区奈良町30番地２　エミネンス大宮105、旧住所さいたま市北区奈良町136番地49　奈良団地３―401
破産者　上岡　雄輝
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
神奈川県南足柄市塚原4811番地10
破産者　福井　哲也
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４号
岐阜県多治見市脇之島町６丁目35番地の７
破産者　柴田　麻里
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１７１１号
大阪市西淀川区柏里３丁目13―３　ラティーダ塚本503号室、住民票上の住所大阪市西淀川区佃３丁目13番18号
破産者　金丸　克己
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１７号
大阪市都島区大東町２丁目20番23―405号
破産者　堀井　幸宏
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７９０号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ91―601号
破産者　岡野　秀敏
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０１４号
大阪市住吉区遠里小野３丁目９番３号、前住所大阪市住吉区長居３丁目７番２号
破産者　カラオケスタジオ響こと　永野　**邦**夫
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４７号
大阪市西成区花園北２丁目14番25号　万代方
破産者　万代　正美
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５６号
大阪府東大阪市長田西４丁目４番20―406号
破産者　横山　　久
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３００号
大阪府茨木市新中条町10番５号　サンフォレスト新中条　116号
破産者　川中　　進
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３６号
大阪府守口市橋波東之町３丁目７番19号
破産者　中島　敬子（旧姓酒井）
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５６８号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番48―406号
破産者　アウトレットショップアイルこと　岡本　　薫
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８０号
大阪市平野区瓜破２丁目１番36号　メゾンド・ギャルソンＶ　101号
破産者　**吉**田英喜こと　朴　　英鉄
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部